明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一九）　一
〔告　示〕
○肥料を登録した件（農林水産三一〇、三一一）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
　破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
　企業年金基金変更関係　吾
地方公共団体
　行旅死亡人関係　吾
会社その他
会社決算公告　吾

省　令

○厚生労働省令第十九号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項及び第百十三条並びにじん肺法（昭和三十五年法律第三十号）第二条第三項及び第四十四条の二の規定に基づき、粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年二月七日

厚生労働大臣　小宮山洋子

粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令

（粉じん障害防止規則の一部改正）

第一条　粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「ふるいわける」を「ふるい分ける」に改め、同条第三号中「研ま材」を「研磨材」に、「研まし」を「研磨し」に改め、同条第四号中「ふるいわける」を「ふるい分ける」に改める。

第四条の表第一の項及び第二の項中「衝撃式さく岩機」を「衝撃式削岩機」に改め、同表第五の項及び第七の項中「ふるいわける」を「ふるい分ける」に改める。

第八条第三号中「ふるいわけ機」を「ふるい分け機」に改める。

第十五条（見出しを含む。）中「衝撃式さく岩機」を「衝撃式削岩機」に改める。

第十七条第二項第一号ロ中「たい積状態」を「堆積状態」に改め、同号ハ中「ゆるみ」を「緩み」に改め、同項第二号ロ中「たい積状態」を「堆積状態」に改め、同号ハ中「ゆるみ」を「緩み」に改め、同項第三号ロ中「たい積状態」を「堆積状態」に改め、同号ハ中「ゆるみ」を「緩み」に改める。

別表第一第二号中「くつがえし」を「覆し」に改め、同表第三号中「、ふるいわけ」を「、ふるい分け」に改め、同号ロ中「ふるいわける」を「ふるい分ける」に改め、同表第五号の三中「たい積した」を「堆積した」に改め、同表第七号中「研ま材」を「研磨材」に、「研まし」を「研磨し」に改め、同表第八号中「ふるいわける」を「ふるい分ける」に改め、同表第十三号中「けいそう土製品」を「けい藻土製品」に、「研ま材」を「研磨材」に、「かま」を「窯」に改め、同表第十五号中「こわし」を「壊し」に改め、同表第十八号中「たい積した」を「堆積した」に改め、同表第十九号中「かま」を「窯」に改め、同表第二十号中「、アーク溶接し」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二十の二　金属をアーク溶接する作業

別表第一第二十三号中「つき固める」を「突き固める」に改める。

別表第二第二号中「ふるいわける」を「ふるい分ける」に改め、同表第六号中「研ま材」を「研磨材」に、「研まし」を「研磨し」に改め、同表第七号中「研ま材」を「研磨材」に、「研まし」を「研磨し」に改め、同表第八号中「ふるいわける」を「ふるい分ける」に改め、同表第十四号中「こわし」を「壊し」に改める。

別表第三第一号中「衝撃式さく岩機」を「衝撃式削岩機」に改め、同表第二号中「くつがえし」を「覆し」に改め、同表第四号中「、屋内又は坑内において」を削り、同表第五号中「研ま材」を「研磨材」に、「研まし」を「研磨し」に改め、同表第六号中「研ま材」を「研磨材」に、「研まし」を「研磨し」に改め、同表第九号中「かま」を「窯」に改め、同表第十一号中「こわし」を「壊し」に改め、同表第十三号中「たい積した」を「堆積した」に改め、同表第十七号中「つき固める」を「突き固める」に改める。